

(別添 2)

業務委託仕様書

1 業務名

徳島県「こどもの居場所」機能強化支援事業（「こどもの居場所」多様化推進事業）「こどもの居場所」フォーラム企画・運営業務

2 事業の目的

徳島県「こどもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づき、安全で安心な「こどもの居場所」の量・質両面からの充実を図り、支援が必要な子どもや家庭を早期把握し支援へつなぐ機能を強化する。

3 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

4 業務の内容

(1) 次のとおり「こどもの居場所」の活動事例の共有・横展開のための共創フォーラムを企画・運営する。

①対象

「こどもの居場所」運営者及びこどもの支援に関わる関係者等

②開催予定時期

令和 7 年 1 1 月

契約締結後、県と協議の上決定する。

③開催方法

参集により開催

④開催場所

契約締結後、県と協議の上決定する。（定員 1 0 0 名程度）

⑤開催内容

次のアからウの内容を盛り込み、開催時間は 2 時間から 3 時間程度を予定する。

ア 講演

県が選定する講師（未定）により、「こどもの居場所」に関する講演を実施

イ 先進事例ピッチセッション

県内で「こどもの居場所」を核として多様なアプローチで支援に取り組む運営者（5 者予定）から活動内容を報告し、参加者と「こどもの居場所」の具体的な実践イメージを共有し、「自分たちにもできる」というマインドセットを醸成する。

ウ 「未来の居場所」を共創するアイデアソン

子ども・若者から「本当に欲しい居場所・支援」、「困った経験」などを発表してもらい、「こどもの声」をもとに、子ども、支援者、企業、行政等が「新しい居場所」のアイデアを創出する。

（アイデアの方向性例）

(別添2)

- ・居場所と地域資源を掛け合わせた新モデル
- ・こども自身が運営する持続可能な居場所 など

⑥開催前に係る業務

- ・企画・運営については、事前に県と協議すること。
- ・講演にあたって、使用する資料及び教材等は講師と相談の上準備すること。
- ・⑤イ及びウについては、ファシリテーターを配置し、ファシリテーターと協議の上、円滑な意見交換が図られるよう進行表を作成すること。
- ・開催予定日の2か月前までに、参加者募集に係る広報デザインを作成し、周知チラシ及びホームページ、SNS等による周知に努めること。
- ・周知チラシ（A4縦）の印刷及び発送作業を行うこと。

〈印刷枚数〉 800枚

〈送付先〉 各市町村社会福祉協議会等県内関係機関50箇所程度

(各部数は別途指示)

- ・参加申込は、電話、ファクシミリ、メール、web等で受け付けし、受付窓口を設置すること。
- ・参加者リストを作成し、県に提出すること。

⑦開催当日に係る業務

- ・会場設営、参加者受付、司会進行、講師対応等、運営に係る業務の全てを行うこと。
- ・業務責任者を設定し、講師と協力の上、適切に運営すること。

(2) 参加者アンケートの実施・集計

- ・アンケート項目については、事前に県と協議すること。
- ・参加者にアンケートを実施し、とりまとめ結果を県に提出すること。

(3) 事業実施報告書の作成

次の内容を含んだ報告書を作成し、PDFで提出すること。なお、提出された報告書は県ホームページに掲載するとともに、こども家庭庁に提出する（本事業が国の令和7年度（令和6年度からの繰越分）こどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用しているため）。

①（1）の実施内容及び実績、運営上の工夫及び課題

②（2）の集計結果

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次のとおり県に提出すること。

(1) 事業実施報告書

4（3）のとおり。

(2) 収支決算書

(3) アンケートとりまとめ結果

(4) その他必要と認められるもの

6 経費等について

(別添2)

(1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。また、参加者から参加料を徴収しないこと。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 業務責任者の配置

受託者は、当該業務を総合的に把握し、関係者等との調整を行う業務責任者として、類似業務の企画・運営に係る知識と経験を有する者を配置すること。

(2) 著作権等

この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 再委託の制限

受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(6) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。